

## 議案第13号

江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和7年2月20日提出

江別市長 後藤 好人

江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和59年条例第1号）の  
一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げる積立金に積み  
立てるものとする」を「その残額の全部又は一部を議会の議決を経て減債積立金、建設改  
良積立金又は利益積立金に積み立てることができる」に改め、同項各号を削り、同条第2  
項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建設改良積立金 建設改良に充てる目的

第7条第4項を次のように改める。

4 第2項第1号及び第2号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には  
、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。